

第四期特定健康診査等実施計画

ディスコ健康保険組合

最終更新日：令和6年09月04日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

基本的な考え方（任意）

生活習慣病の予兆の早期発見と早期予防行動への動機付けとして、特定健診は被保険者のみならず被扶養者の原則全員受診を目指す。
生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。
そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援する。
対象者が積極的に参加し、生活習慣改善に取り組みたいと思えるような選択可能なプログラムを提供する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,988 / 3,223 = 92.7 %	3,098 / 3,333 = 92.9 %	3,213 / 3,446 = 93.2 %	3,358 / 3,563 = 94.2 %	3,482 / 3,684 = 94.5 %	3,611 / 3,810 = 94.8 %
		被保険者	2,343 / 2,416 = 97.0 %	2,425 / 2,501 = 97.0 %	2,511 / 2,589 = 97.0 %	2,626 / 2,680 = 98.0 %	2,718 / 2,774 = 98.0 %	2,814 / 2,872 = 98.0 %
		被扶養者 ※3	645 / 807 = 79.9 %	673 / 832 = 80.9 %	702 / 857 = 81.9 %	732 / 883 = 82.9 %	764 / 910 = 84.0 %	797 / 938 = 85.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	241 / 435 = 55.4 %	253 / 450 = 56.2 %	266 / 465 = 57.2 %	280 / 481 = 58.2 %	294 / 497 = 59.2 %	310 / 515 = 60.2 %
		動機付け支援	136 / 226 = 60.2 %	140 / 233 = 60.1 %	145 / 241 = 60.2 %	150 / 249 = 60.2 %	155 / 258 = 60.1 %	161 / 267 = 60.3 %
		積極的支援	105 / 209 = 50.2 %	113 / 217 = 52.1 %	121 / 224 = 54.0 %	130 / 232 = 56.0 %	139 / 239 = 58.2 %	149 / 248 = 60.1 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

生活習慣病の予兆の早期発見と早期予防行動への動機付けとして、国の目標以上の健診受診率を目指す。
保健指導参加者がプログラム参加をきっかけに積極的に自らの生活習慣を変えることができるように支援するため、参加しやすい環境や選択可能なプログラムを用意することで高い参加率を実現する。

特定健康診査等の実施方法

(1) 特定健診実施場所

① 被保険者

東京地区（本社）・広島地区（工場）・長野地区（工場）については、原則として、定期健診時に巡回車により実施する。なお、希望者および支店・営業所の勤務者は、当健保契約医療機関の人間ドックや任意に選択した医療機関での人間ドック受診を選択可能である。

② 被扶養者

当健保契約医療機関での健診または任意に選択した医療機関の受診選択が可能である。

(2) 特定保健指導

① 被保険者

原則として、社内にてオンライン面談で実施する（就業時間扱い）。

② 被扶養者

原則はオンライン面談ではあるが、参加しやすい柔軟な方法で対応する。

対象者への案内・周知は、社内システムおよびホームページへの掲載をもって行う。なお、被扶養者には、案内を郵送する。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

当健保組合は、ディスク健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。個人情報の取扱いについては、当健保組合ホームページにて被保険者等に周知する。
当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
当健保組合の個人情報保護管理責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員および健診・保健指導に関わる事業主関係者に限る。
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、毎年度、前年度実績や他健保との比較等により評価することとし、必要に応じて計画の見直しを実施する。